

令和3年第7回（12月）大郷町議会臨時会会議録第1号

令和3年12月27日（月）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（13名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	11番	石垣正博君
12番	千葉勇治君	13番	若生寛君
14番	石川良彦君		

欠席議員（1名）

10番 高橋重信君

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	復興定住推進課長	武藤	亨介君
地域整備課長	三浦	光君	農政商工課長	高橋	優君
税務課長	小野	純一君	まちづくり政策課長	千葉	昭君
会計管理者	伊藤	義継君	町民課長	片倉	剛君
保健福祉課長	鎌田	光一君			

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁

舎内待機とした者は、次のとおりである。

学校教育課長 菅野直人君 社会教育課長 赤間良悦君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋 将吾

議事日程第1号

令和3年12月27日（月曜日） 午前10時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4 議案第75号 大郷町高齢者外出支援事業条例の一部改正について

日程第5 議案第76号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第10号）

日程第6 議案第77号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前 10時00分 開会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第7回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和3年第7回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の折、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

暦の上では、冬至が過ぎ、一年の中で最も日が短い季節を迎えることとなりました。これからは、朝晩の冷え込みが更に厳しくなりますので、議員におかれましては、御自愛いただきまして、御活躍を賜りますようお願い申し上げます。

今月6日に召集されました臨時国会では、新型コロナの影響を受けた人などへの支援策が盛り込まれた補正予算としては、過去最大の補正予算が成立いたしました。

世界中を震撼させております新型コロナウイルスは全世界へと広がりを見せ、本町におきましては、4月下旬からワクチン接種が始まり、対象者の88%以上の方が2回の接種を終えておりますが、第6波の流行と11月末に発見された変異株オミクロンの流行が危惧されているところでもあります。本町でも、3回目の接種を準備しているところではありますが、新しい生活様式を取り入れながら、日々健康でお過ごしいただき、安心した日常を取り戻せる日が来ることを祈念しております。

令和元年台風19号災害は、吉田川の決壊などで多くの住家が全壊・半壊の被害を受けましたが、今年度を「復興元年」と位置づけ、復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。被災箇所への復旧は令和3年度中にすべて完了予定であり、また、中粕川地区を中心とした復興再生ビジョンも順調に推移し、中村原地区の分譲は3月を目途に行いたいと考えております。

今後は、決壊した吉田川堤防の本復旧工事の完成目標年度である令和5年度を目指し、中粕川地区における分譲宅地などのかさ上げ整備事業、防災コミュニティセンターの建設、避難路の整備、災害公営住宅の整備など、被災地域の復興まちづくりに年次計画をもって取り組んでまいります。未だ災害仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされている方々のためにも、本町の復興をさらに加速させていきたいと考えております。

9月に竣工したカントリーエレベーターは、順調に米の受入れを開始し、将来の、より効率的な農業体系が確立されることを期待しているところでもあります。また、買取り米価の下落により、大幅な収入減となった農業生産法人や農家に対し、10アール当たり5,000円の稲作特別対策支援交付金を年内に支給いたします。

さて、本日、御提案申し上げます議案は、専決処分の承認を求めることについてが1件、大郷町高齢者外出支援事業条例の一部改正について、令和3年度大郷町一般会計補正予算（第10号）及び令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の4件でございます。

専決処分については、子育て世帯への臨時特別給付金関連予算を盛り込んだ、令和3年度大郷町一般会計補正予算（第9号）について御承認いただくものでございます。申請がいない中学生以下については、10万円を一括して、明日支給する予定となっております。

また、大郷町一般会計補正予算（第10号）は、原油価格高騰対策等関連予算、大郷町生活応援商品券1万円分を全世帯に配布いたします。住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金及び3回目の新型コロナワクチン接種関連予算など盛り込んでおり、御可決後、迅速な支給、対応を目指しております。

以上、今回、御提案させていただきます、各議案につきまして、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により13番若生 寛議員及び1番吉田耕大議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第3、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から承認第8号の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは承認第8号、専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。議案書1ページをお開き願います。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法（昭和

22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 12 月 27 日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページをお開き願います。

専決第 9 号 専決処分書。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により、下記事件を専決処分する。

記

令和 3 年度大郷町一般会計補正予算(第 9 号)。

令和 3 年 12 月 16 日専決

大郷町長 田 中 学

3 ページをお開き願います。

専決第 9 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算(第 9 号)。

令和 3 年度大郷町の一般会計補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,669 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 5,966 万 5,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 16 日専決

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算でございますが、12 月議会定例会におきまして、御可決いただきました、子育て世帯臨時特別給付金につきまして、国の方針転換により一括現金給付が可能となったことにより、中学生以下の対象者に差額を含め年内に 10 万円を給付するなどに係る予算措置を行ったところでございます。なお、年内に一括給付するため議会を招集することができなかったことから、12 月 16 日付で専決処分を行ったものでございます。

続きまして 4 ページをお開き願います。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」により、款項ごとに内容を御説明いたします。まず、歳入です。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金5,439万4,000円の増額補正です。子育て世帯臨時特別支援事業費補助金の増額です。第19款繰入金第1項基金繰入金230万円の増額補正です。子育て世帯臨時特別給付金の所得制限により、国庫補助対象外となった23名分の財源措置でございます。歳入補正額合計5,669万4,000円の増額補正でございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳出です。

第3款民生費第2項児童福祉費5,669万4,000円の増額補正でございます。子育て世帯臨時特別給付金に係る事務費及び国庫補助対象分の1人当たり5万円の1,080人分及び所得制限以上の国庫補助対象外分の1人当たり10万円。23人分の増額でございます。歳出補正額合計5,669万4,000円の増額補正でございます。

以上、補正前の予算額57億297万1,000円に歳入歳出とも5,669万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ57億5,966万5,000円とするものでございます。

一般会計補正予算（第9号）につきましては、以上の内容です。

以上で、承認第8号についての説明を終了いたします。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 中学生以下に関しては、12月の28日にいくと。それ以外の対象者には申請があり次第、速やかに対応と全協で説明ございましたが、その具体的なね、日数を何日か。申請を受け付けたら、支給までの日数何日かというのをお示し願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛町民課長） はい。お答えいたします。申請から支給まで何日かという御質問でございますが、できるだけ速やかに支給するということで、ただ、最低限1週間とかは必要となってきますので、今ですね、申請をいただいて一番早い方で1月の20日を予定しております。そのほかについては順次支給してまいりたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 速やかに対応するよということなんですけども、最低1週間はかかると考えてよろしいのでしょうか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛町民課長） はい。お答えいたします。一週間はみていた

だきたいと思います。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の専決処分、評価するものですがね、ただ、私確認しておきたいのは、所得制限を設けている中で、本町は所得制限なしということで財源的にも基金を取り崩して対応するということですが、その辺の考え方について、今後の事業にもプラス的に取りたいなと思いますので、今回の所得制限をなしにした考え方について町長のほうから方向づけをお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 我々は末端の行政として自らの財源で支給するようなものであれば町の考え方で足りるわけではありますが、国から支給される国庫補助金を対応する内容でございますので、国からの通達を待たなければならないという実態であります。今後できるだけこのような環境の中でもし、今後もこのような国からの支給があるとすれば、町村会を通して国のほうにも早い決断をしてほしいという内容を申し上げてできるだけ町としては速やかな対応を出来るように考えてまいりたいと思っています。

議長（石川良彦君） 町長、所得制限外した考えを。

町長（田中 学君） 所得制限外した考え方については、限られた財政でやるしかないので、我々独自でできるというものではないような気がします。あくまでも、我々単独町村の判断では外す、外さない。所得制限を外したということは。

議長（石川良彦君） じゃ、担当課から。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。本来であれば、国の制度に基づいてやる場所だったんですが、平等性を鑑みた中でですね、等しく給付するというようなことが町としては望ましいと判断したことから今回、財源を投入した中でですね、対応してます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そういうことでいいんだっちゃんね。いいんですがすべ。町長に私、町長から欲しかったんですよ。財政課長ではなく。最終的には財政課長がやりくりするんでしょうがね。基本的な考え方が町長の考えがあって、財政課も動いているわけですから、ですから町長からその答えを求めたかったんですが、今回所得制限外したのは、子供たちには所得制限関係なく平等な子供たちだから、大郷の宝だから、平等に出したんだということで理解していいんですか、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今回の場合は所得制限を外した形で対応するという
ことに決定したわけですから、今後はこのような内容には私は町の財政の
今、範囲でやったのであって町では今後はないというふうに理解してい
ただいたほうが適切かというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 全協でお示ししていただいた資料の支給の時期な
のですが、中学生は申請不要と。それ以外の方は、支給対象者は申請が必要だ
ということだったんですけども、期限はいつまでに申請してくださいよ
ということといつまでにその周知と、いつまでなのか。期限。いつまで
に申し込んでくださいよというのがあるのか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。いつまでに期限かと申しますと、
基準日の中で令和4年3月31日までに出生した方も対象になってきま
すので、中学生以上の方についても、そこまでの期限は設けております。
それと通知をいつしたかというお話ですよね。でございますが、22日に
うちのほうは発出しておりますので、順次申請になってくるかと思いま
す。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を
終わります。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決
いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり承認することに賛成の議員の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり
承認することに決定いたしました。

について

議長（石川良彦君） 次に日程第4、議案第75号 大郷町高齢者外出支援事業
条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の
説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、議案第75号について御説明申し上げ
ます。議案書13ページをお開き願います。

議案第75号 大郷町高齢者外出支援事業条例の一部改正について。

大郷町高齢者外出支援事業条例（令和2年大郷町条例第6号）の一部
を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年12月27日

大郷町長 田 中 学

今回の改正はふれあい号の利用対象者の年齢引き下げのほか、登録料
の規定の文言の整理を行ったものでございます。14ページ別紙にて改正
内容について御説明申し上げます。

第5条第1項では利用対象者について定義しておりますが、年齢につ
いて75歳以上を70歳以上に改めるものでございます。第6条第1項で
は、登録料について定義しておりますが、利用期間について1年間を12
月に改めるものでございます。不足としまして、施行期日は令和4年4
月1日とし、ただし、準備行為は施行日前においても行うことができる
ものとするものでございます。

議案第75号につきましての説明は以上でございます。御審議の上、
御可決賜われますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほど全協の中でね、アンケートに基づきというような
説明あったんですが、ちょっと私、どこにこのアンケートの中でいわゆ
る70歳以上の方々がそういう声出しているのかなということで、もう
一度確認も含めて、多分説明されたかと思うんですが、その疑問があっ
たんで、改めて確認の意味でお聞きしておきたいと思います。アンケ
ートの中でそれが見えないようなんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。今回、アンケートにつつま
しては、2種類アンケート取っておりまして、現行利用している方につ
いて、アンケート。70歳から74歳の方に対してのアンケートというこ
とで実施しております。70歳から74歳の方を対象としたアンケート調

査結果によりまして、年齢引き下げした場合、利用するかどうかというところで、登録して利用するという方が 25%おりました。また、登録するが利用しないという方が 24%ありまして、約半数の方は何らかの意思で登録するというところがありました。この中には本当に登録はするものの利用まで至らない方も中にはおると思いますが、こういった登録にかなり制限させられる方が多いということで、それなりに一定程度利用する方がおると判断して今回の年齢引き下げとしたものでございます。

議長（石川良彦君） 12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） このアンケートは保健福祉課が独自にやったものなのか、それとも町として声を反映させるということで町が主体となって窓口が保健福祉課だったのか。その辺お聞きしたいんですが。いわゆる年齢引き下げの利用意向についてね、789 名の対象者に対して実際回答したのが、半分だったのですが、その中でもさらに登録して利用するという方が 25%だと。わずかな人数の中でね、それでも私はいいと思うんですがね、ただ、こういう状況がまちづくりに反映されていくのかなということを期待しながら、ぜひそのようにしてほしいと思いながら、このふれあい号だけが、このパターンで対応するというだけでは片手落ちになるので、その辺についてはどう考えて今後のアンケート結果を活かして 70 歳以上に変えたのか。その辺の経過の経緯についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。今回のアンケートにつきましては、ふれあい号の利用状況あるいは利用需要を探るためのアンケートを実施したものでございます。このアンケートについては町で行って、その窓口として保健福祉課が実施したものでございます。回答率としましてはかなり低いものではございましたが、約半数以上の方が回答してもらったものでございます。こういったアンケートの回答を注視しなければならないというところで今回の条例改正になったわけでございます。今後につきましても今回はアンケート調査でそういった意向だということでございますが、そのほかの事業に関しましては、そのほかの内容にあった調査方法があるかと思えます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 町長、そのようなことですから、ぜひ今回のアンケートの経過を含めて今後いろいろ町でアンケート取っているわけですが、たとえば、公共バスの在り方についてもいろいろアンケート取られたわけ

ですがね、この今回の、これを参考にしながらぜひ、声を聞けるようなアンケートにお願いしたいと思うのですが、改めて、町長の答弁もらっておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ふれあい号に限らず、町民の意見を尊重したまちづくりを進めていると私は理解してございます。ただ、すべて財源の伴う事業でございますので、予算がなければできないのが現実であります。どうか議員のほうも一つ予算関係についても御理解をいただきたいなというふうに思っているところであります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13 番若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） アンケートして、住民の皆さん方の声を聞くというの重要だと思います。その中で回収率が 50%ということで、回答いただけなかった方々の考えはどうか、その辺をどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。未回収の方の考えについては把握しかねるところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） この回答、利用しないから回答しなかったという考え方もあろうと思います。まだ、回答するのを忘れたという方もおると思います。その中で、今回 70 歳から 74 歳ということでございます。60 代、もっと若い方の中においても利用希望している方もあろうかと思えます。いろんな事情でなかなか家族の方に車で送ったり、送られたりしてもらえないと。そういう方もあろうと思いますが、今回 70 歳に引き下げるとということで、私から言わせると、何というか、小出しに年齢引き下げやってんのかなと思うんですが、これさらにアンケート等もっと若い方にもしていただきまして、もう少し年代を下げるということも考えてほしいと思うのですが、その考えについてどう考えているかお聞きします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。まず、今回 70 歳から 74 歳ということで年齢を区切ったところなんです、この年代層についてかなりの人口数がおるというところで今回 70 歳から 74 歳ということで区切らせていただきました。そういった内容で行った結果から読み取れる一つとしては 70 歳から 74 歳の段階でまだ自分でも運転できると。移動

手段が確保できるという方々が多くおられたのも事実でございますので、その辺を勘案して今度年齢引き下げするものかどうかというところにつきましては、今後御意見を聞きながらその辺を調整していきたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） ぜひ、多くの方々から意見を聞いてぜひやっていただきたいと思います。あと、ふれあい号の周知についてですが、ここに様々な世代へのふれあい号周知の機会を作るとあります。いろんな機会等を作って周知してほしいと思いますが。たとえばどのようなことを考えているかお聞きします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。まずは、広報等、あるいはホームページ、そういったものを利用しながら、あとは高齢者の集いの場だったり、そういったところにチラシの配布をしたいと考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第 75 号 大郷町高齢者外出支援事業条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 76 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 10 号）
について

議長（石川良彦君） 次に日程第 5、議案第 76 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明

を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第 76 号 一般会計補正予算（第 10 号）につきまして、提案理由の御説を明申し上げます。補正予算書 2 ページをお開き願います。

議案第 44 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 10 号）。

令和 3 年度大郷町の一般会計補正予算（第 10 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,895 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 8,861 万 6,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費が「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 12 月 27 日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算ですが、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目接種の前倒しによる接種費等の増。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、様々な困難に直面している住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給。原油価格高騰対策、町民の消費活動の支援並びに町内の地域経済の活性化を図るため、町内全世帯への大郷町生活応援商品券発行事業などに係る予算について計上したものでございます。歳入につきましては補助事業対象の国庫支出金、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3 ページをお開き願います。

第 1 表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。

まず歳入です。第 15 款国庫支出金第 1 項国庫負担金。163 万 5,000 円の増額補正です。新型コロナウイルスワクチンの 3 回目接種の前倒しに係る接種費負担金の増額でございます。第 2 項国庫補助金 9,744 万 2,000 円の増額補正です。住民税非課税世帯臨時特別給付事業補助金及び新型

コロナウイルス接種体制確保事業補助金の増額でございます。第 19 款繰入金第 1 項基金繰入金 2,987 万 3,000 円の増額補正です。大郷町生活応援商品券発行に係る財源調整として財政調整基金繰入金の増額でございます。第 21 款諸収入第 5 項雑入 1,000 円の増額補正。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る会計年度任用職員の雇用保険被保険者負担金の増額でございます。歳入補正額合計 1 億 2,895 万 1,000 円でございます。

続きまして、次ページ、4 ページでございます。

歳出です。第 2 款総務費第 1 項総務管理費 153 万 1,000 円の減額補正です。宮城県セキュリティクラウド移行に伴う、セキュリティ強化対策業務の増、12 月定例会におきまして、御可決いただきました国民健康保険制度改正対応業務に係る新基幹システム改修業につきまして、国民健康保険特別会計へ組み替えすることによる調整でございます。第 3 款民生費第 1 項社会福祉費 9,738 万 5,000 円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、様々な困難に直面している住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給及び事務費に係る経費です。なお、対象世帯は令和 3 年度住民税非課税世帯が 665 世帯。令和 3 年中の家計急変世帯 200 世帯を見込んでおります。なお、対象世帯等への通知につきましては来年 1 月末から。支給時期は体制が整い次第、迅速に支給する予定とさせていただきます。第 4 款衛生費第 1 項保健衛生費 169 万 2,000 円の増額補正です。新型コロナウイルスワクチンの 3 回目接種の前倒しによる接種に係る経費でございます。なお、前倒し期間は医療従事者、高齢者施設入所者等が 8 カ月から 6 カ月。高齢者が 8 カ月から 7 カ月になるものでございます。第 6 款商工費第 1 項商工費 3,140 万 5,000 円の増額です。原油価格高騰対策。町民の消費活動の支援並びに町内の地域経済の活性化を図るため、町内の全世帯へ 1 世帯当たり 1 万円の大郷町生活応援商品券発行事業に係る経費でございます。なお、対象世帯は 12 月 30 日現在、大郷町に住所を有する世帯で商品券利用可能店舗につきましては 68 店舗。商品券発送は来年 1 月 24 日から。商品券利用期間は来年の 2 月 1 日から 3 月 13 日までとしております。歳出補正額合計 1 億 2,895 万 1,000 円でございます。以上、補正前の予算額 57 億 5,966 万 5,000 円に歳入歳出とも 1 億 2,895 万 1,000 円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 58 億 8,861 万 6,000 円とするものです。

続きまして、5 ページを御覧いただきます。

第 2 表 繰越明許費につきまして、説明をいたします。款、項、事業

名、金額の順に御説明いたします。第3款民生費第1項社会福祉費。事業名が住民税非課税世帯等給付事業。金額は9,738万5,000円でございます。住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請期限が来年9月末までとなっており、年度内完了が困難なため繰り越すものでございます。

以上で議案第76号 一般会計補正予算（第10号）につきましての提案理由の説明を終了いたします。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜われますよう、お願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 9ページのですね、歳出の臨時特別給付金について、お尋ねしますが、これも速やかにということでしたが、時期に関してね、大体いつ頃になるのかというの示していただきたいなと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。こちらの予算計上等もございしますが、システムを導入する予定でございます。そのシステムが約1カ月程度要することから、申請書等々の発送が1月下旬になろうかと思っております。支給に関してはそれ以降となりますので、早ければ2月中旬という計画を持っております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 概略分かりました。この臨時特別給付金でございしますが、報道等を見ていると、これは世帯に支給するんだよということで、DVの被害にあっている方たちはどうなるんだというのが、報道されてました。いろいろ見ていると住民票が無くても居住地域で支給できるよという話を聞いたんですけども、その辺に関してね、知らない人もいっぱいいると思うんですけども、その辺の周知とね、実際その方がもし町内に来た場合にですね、どの所属がどのように対応してやるのか、その辺に関して示していただきたい。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。住民税非課税以外の方についての分、家計急変世帯への申請手続き等々についての御案内、今のところ全世帯に対してやろうかと考えております。そういった中で先ほどDVとかについても記載する、またはホームページ等々で窓口はここですよということを周知してまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） 先ほどの灯油の商品券の件でありますけども、その灯油というのは食料品と同じように大変大事な重要なものと思うわけですが、その中で先ほど臨時特別交付金ですか。そういうもので対応するというこの話がありました。このことについて、あ、全協ですね、全協で話あったんですけど。どのくらいを見込んでいるのか。その辺今回は 3,000 万円ほどの話ですが、それが見込みあるんですか。どれくらい見込んでいるの。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。まず、特別交付税につきまして、ほかの市町村ですと非課税世帯と生活困窮者に対しての原油高騰対策ということでの灯油券発行している自治体が多くあります。本町につきましては全世帯にということで、生活困窮、12 月の定例会でも私お話しさせていただきましたが、所得がいっぱいあるから生活困窮していないのか、原油高騰したことによってすべての議員の皆さんもそうだと思いますが、灯油代が上がっている、ガソリン代も上がっているということで、その対策はみなさんそれについては大変な思いをしているものでございまして、今回全世帯へということで交付させていただいた、商品券を発行させていただく予定でございまして、特別交付税につきましては非課税世帯等の部分でございまして、今現在 665 世帯が非課税世帯ということでの令和 3 年度分ですね。それくらいでございまして、その部分の相当分が特別交付税に該当してくるのかと思っております。地方創生臨時交付金、今現在、国で参加されましたが、交付時期がいくら大郷町に本町に交付しますというのがまだ来てございません。従いまして、今後、年明けになるかと思っておりますが、いろんな事業計画を作成した中で、国に提出し、承認を得、次第その分予算化していただく予定となっておりますので、今現在どれくらいの金額がどのように来るのかというのは確定してございませんが、いずれにしてもそれぞれの部分が該当されると思っておりますので、遅くとも 3 月議会時にはその辺につきまして、詳細に議員の皆さんに御説明させていただきたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11 番（石垣正博君） 今回の今の課長さんの答えで来るだろうという話もあって、それも予定に入れてということですが、この灯油についてはやはり灯油難民というような状況もあるところもあるようであります。そんな中でやはり値段が高くなった。高騰したということでやることからして

今回のね、この、一律、一家庭について1万円というより前にこれも必要なことでありますが、その前にやはり灯油だけをもう少し早くこういうものに対応しなくてなかったんではないかと。私はそのような考えがあり、もう少し早くできなかつたのかどうか。灯油というものに対して。今、その国からの何ですか。弱者対策として出ているもの以外にもなかったのかどうか。非常に私はあれなんですね。そういうことからしてもっと制度的なものに作れないのかどうか。灯油が高騰したとか、物の価格が高騰したとか、そういう制度化というのにはできないものなのかどうか、その辺、難しいのかな。お聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 誰に答弁していただくか。農政商工課の範囲内の部分で答えてもらっていいですか。財政か。財政で。答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。今回、国の予算の中でいろんな経済対策を出した中で36兆円ほどの経済対策をしていただきました。その中でいろんな支援策、非課税世帯に対して、今日提案させていただいてますが、10万円の給付金支給等もございまして、制度ということで生活困窮者に対してはそれらの手当てもされますし、原油高騰、本当に利用されている方、オール電化の人利用しないのかということとそうでなくて、車の油代が上がっているということでも、苦勞なされていると思ってございます。それを制度化というの一律に町独自でそれは難しい部分もございまして、今回、国でいろんな経済対策を原油高騰対策等も打ち出していただいておりますので、その中の一端を町としてはさせていただきます、住民の皆さんに均等にさせていただきたいと考えてございます。それだけに特化したということじゃなくて、先ほど私が言いました、原油高騰対策だけでなく、経済、いわゆる商品券発行したのは何でかというのは、先ほどの全協時にお話ありましたが、町内いわゆる現金をやってしまいますと町内での消費ができなくなります。皆さんもそうかと思いますが、町外での利用されている方も出てくるかと思えます。商品券というのは、町内の商工の育成、地域産業の振興にもつながるということも考えた中で、町として、どのようにすべきかといういろいろ検討しました。この中において他町村ではそれぞれ灯油券と限定されていますが、そうじゃなくて商品券ということで、皆さんが利用できる灯油ない人については、食べるものでも着るものでも用意できますので、先ほど68店舗ほどですね、今のところの予定ですと68店舗が手挙げる事業者となってくるかと思えますので、その辺、御理解いただければなと思います。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ここで10分間休憩します。

午 前 10時59分 休 憩

午 前 11時08分 開 議

議長（石川良彦君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 全協でも説明あったんですけども、この商品券発行事業の件ですが、灯油の高騰対策と町内の経済対策も兼ねてますよということで理解しました。それはスケジュールについても一回示してください。

議長（石川良彦君） 答弁お願いします。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。スケジュールについてということですが、発送予定時期としましては、来年1月24日から随時郵便局さんのほうでゆうパックでということになりますが、全世帯のほうに発送させていただきます。そこから、およそ遅くてもゆうパックの場合ですと、2週間あれば全世帯に届くということになります。そこから利用期間ということで来年の2月1日から3月の13日、日曜日までということでのスケジュールになります。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 今の商品券のことなんですが、全協での議員の方の議論聞いてて、私は臨時特別給付金が出るのであれば、ま、どこまでが生活困窮者というのか分かりませんが、それが先に出るのであれば、商品券でも構わないのかなと思っていたんですけども、先ほどの答弁だと臨時特別給付金のほうが遅いという答弁だったので、先ほど申し上げました、どこまでが生活困窮者か分かりませんが、この非課税世帯だけでも現金を先に支給するという分割でやるという形というのは取れないものなのかどうなのか。その辺の見解をお聞かせください。

議長（石川良彦君） 誰答えるんだ。商品券でなくて、現金でということ。それとも臨時特別給付金を早くしろって言うのでもないんですよ。

8番（石川壽和君） 先ほどの答弁だと、臨時特別給付金のほうが遅いような答弁だったので、私最初は臨時特別給付金が出るのであればね、先ほど来から答弁あった現金云々の話あったので、分けて、その方が現金であれば早く支給できるでしょうから。

議長（石川良彦君） 要するに商品券でなく、非課税世帯低所得世帯だけでも現金でなんないんですかという質問ですよ。それが、課がまちまちでやっているから、ちょっと待ってください。商品券、農政商工課として、

それが可能か可能でないかという答弁で。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。御質問にありました臨時特別給付金、こちらについては現金。で商品券については商品券ということでございますが、こちらにつきましては商品券のほうが若干、ま、同じ時期ということになりますけども、こちらについては基本的には灯油の部分だけであれば、灯油のクーポンであったり、現金であったりということも考えられることもあるかと思いますが、基本的にその灯油のみの対象ということではなく、地域の事業者様の支援というところも含みでの今回の商品券ということで検討した結果になってございますので、そちらにつきましては、御理解のほどいただければと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） 極端な話、今私が提案した内容というのはできないということなんですか。今の答弁の内容では灯油券にすればとか、現金にすればとかでましたが、これができるのかできないのか。できるのであれば検討していただきたいですし、クーポンもそうですけども商品券となると今の和賀議員の質問に対する答弁だとその日程でしょうから。現金であればそんなに難しくないのかなと思いますが、まずその基本的にできるのかできないのか、その辺どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。現金での交付といったところでございますが、それはできないわけではないかと思いますが。ただ、これまで検討の中で現金の交付にすべきなのか、それとも地域の経済の活性化といったところも含めてクーポン、商品券とすべきなのかという検討を重ねた上で全体的に町のこと考えると商品券での発行ということでの支援が一番適切かというところで決定してございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） 商品券の対象者が 2,900 で非課税世帯と家計急変世帯の見込みが 200 ですから、これで 865 件になるんですか。その方たちに限定して除いた 2,100 世帯の方が商品券受け取って町内の経済、店で使えるということになれば、目的を達成できるのかなと思うんですよ。その辺のところもう一回、答弁いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。基本的にそこで仕分けをして非課税世帯、それからそれ以外の世帯ということでの商品券での取り扱いといったところについては、今のところ考えていないということに

なります。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 似たような質問になるんですがね、住民税の非課税世帯は2月中旬頃までには支払うだろうという説明だったんですが、この1世帯当たり10万円ということについて、一番困っているのは住民税非課税世帯の方だと思うのでね、その方々に対して同じ10万円払うのであれば、もう少し速やかに暮らしを支援するということになっているので、果たして速やかにならないかと思うんですね。ほかの自治体で結構灯油券なり、いわゆる商品券ではない現金に近い形での交付しているわけですが、その辺なども同じような2月半ばころになるということですか。国の施策の中で。私は何もこのシステム800万もかけてね、システム云々待たないで対応できるものではないのかなと思うんですが、その辺についてどの検討されているんですか。他の自治体の参考事例などは活かされているのですか。どうなんですか。お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。今現在、住民税非課税世帯とありますが、実際には非課税者のみで構成されている世帯。課税されていないことが条件となります。今現在、住民税上非課税となっている世帯であっても、たとえば他市町村からの課税者から扶養されている方は該当になりません。そういったことを加味してそのシステム改修をしながら本人への聞き取りが最終的にその支給要件になりますので、ここで計上した予算額については最大値で取っております。また、家計急変のほうは申請されないと支給できないものですから、そういったものもあります。いずれにしてもシステム改修に所要の期間を要することから、これでも町のほうでは早急にしたいと考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 他の自治体はどうかね。たとえば灯油が困っている生活困窮者に灯油券配ったとか、やっているところってかなり新聞賑わしているんですが、そういうところもやはりこのシステムを承認しないと対象にならないということになるのか。システムを2月、今回の補正でも出ますが、システム料可決して最終的にはこれを導入してダブらないようにやっていくと、どこの自治体も同じようなやり方でやはり国の予算の中でやるということになれば、皆同じように2月半ば過ぎにそういう苦しい方々への支援という流れになってくるのですか。その辺どう

調べているのか。私は何か内容見るとね、喜んでいる顔、たまに町民の声、住民の声聞くとね、それは実際その券が渡っている、あるいは活用されているから喜んでいるのかなと思うのですが、2月半ばまで待ってということになれば、節分も終わって春ですよ、もはや。それまでに我慢しろってということになるでしょ。その前になんかやっている方法あると思うんですよ。調査しているんですか、町で。システム、システムって言ってもたしかにダブることもあるんですが、ダブることも恐れないですよ、ある面で改修してもね、ダブるということは、ダブってやった場合にもし問題が生じた場合にそのことに恐れないでとにかく早く困っている方があったら助けるという姿勢こそ私は大事だと思うのですが、その辺についてどう検討されているんですか。ただ単に安全だけの対応だけで果たして今回の対応が私は遅れてしまうような気がしてならないのですが、その辺どう検討されているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。各市町村で実施している灯油購入補助につきましては、その市町村においていろいろ該当者みております。令和3年度住民税非課税世帯であったり、子育て世帯であったり、ひとり親世帯であったり、その市町村に応じてそういった支給対象を定めてやっている事例があります。大郷町においては先ほど申し上げたように商品券でやっていくということではありますが、生活困窮世帯についてはどこの市町村でも実態が分からない状態であります。利用するならば先ほど申し上げております、臨時特別給付金、こちらの制度を利用しながら生活困窮度合いを把握してやっていくものと聞いております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ほかの自治体でいろいろ取り組んでやっているのと今出ましたね。ですから、なぜ、そのほかの自治体でやっていること、うちの自治体でやれないんだと。同じ国の財政の中でやる時にね、なんで大郷もいいところに真似て早くみんなに困っている方に出す方法もあるということですから、今聞くとね。そのことも活かしながらもっと幅の広い大郷独自の対応というの私十分にやれると思うんですよ。それシステムだけに頼っていくというの一番無難な方法しか進まないからということで私は捉えざるを得ないんですが、どうももう少し、もう少し厳しい方に寄り添うような、町長がよく言っているね、困った方に助け、大郷町民に寄り添うまちづくりということでは言っているわけですから、そ

ここに担当者もやっぱり付いていくべきですよ。町長そうでしょ。町長の考えも若干、もちろん担当者の答弁もあると思うんですが、私は町民に寄り添うまちづくりの一環として困っている方があれば、学んでやるべきだと思うんですよ。担当課長なり町長の考えお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 誰答弁するの。財政課長か。まとめて。だってこれすべてまたがっている話できているから。まず財政課長から基本的な考えだけ聞いて、それから町長に。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今回の制度設計につきましては、国のほうからの経済対策を基に本町でも検討したところでございます。それで、今回いろいろ千葉議員の質問では原油高騰対策なり生活困窮者への10万円給付といろいろ混同している部分あるかと思いますが、10万円は10万円で制度設計は国で定められたものでございますので、それは国の制度の中で、実際うちのほうでは実施していく予定で、まずはシステム改修が必要だということで、先ほど保健福祉課長が答弁したとおりでございます。あと、原油高騰対策等につきましては、先ほど農政商工課長がお話したとおり、これは町単独の事業であります。ほかの市町村では原油高騰対策のみということでやっていますが、本町では先ほど私も言いましたが、原油高騰対策のみならず、地域の商工振興にも充てるというようなことで、すべての町民の皆さん、議員の皆さんもそうでございます。全町民の世帯にその商品券を発行して今回の皆さん困窮している部分について、商工者も大変です、それに伴いまして、町でもまずは財源を費やして速やかにですね、原油高騰対策等、あとさっきの経済活性化のために事業を展開していくということで今回の計画をさせていただいて提案させていただいているものでございまして、国の支援もいただく部分もございまして、町として出来る限りはやく、住民の皆さんに商品券発行して原油高騰対策と地域の経済対策をさせていただきたいということで、今回、今年最後の議会となるわけでございますが、御可決いただいて早めに住民の皆さんに寄り添う形ですね、事業のほうをしたいと考えてございますので、御理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私申し上げても、課長申し上げた内容に尽きるわけでございます。ただ、議員ね。非課税世帯の方もこの商品券発行することによって地域経済にこれだけ協力することありますので、本来ならば非課税世帯だけに現金5,000円でも3,000円でもお渡ししますよという形

になるわけ。でも地域経済を考えると、全世帯に交付すっぺということですから、この辺他所の町と全然違う。うちの町は全世帯に1万円の商品券を発行することによって地域経済の底上げを図ると、こういうことですよ。分かるでしょ。分かるんだったら、それ以上のこと何もないですよ。これ以上のことないの。非課税の人たち、税金払わない人たちにも今回この商品券を発行することによって地域経済に貢献してるんだと、そういうことです。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この生活応援商品券についてでございますが、議員の中からは商品券でなく現金がいいという話がほとんどでございます。それもならないということでございますので、その中で、1月24日発送で2月1日から使用だとあります。これ1月24日、早いと25日に着くわけでありまして。25日から使用可能というわけにはいかないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらの使用開始につきましては2月1日と決定してございますが、こちらはくろかわ商工会と何度も協議していく中で利用開始日を決定しているもので、町のほうとして、この日から議員言ったように、25日からというようなことで、これでやるようにということでの指示はできませんので、その協議の中で2月の1日ということと決定したものでございますので、御了承いただければと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） いや、その協議の結果は分かりますが、だからそれをここで早められないのかと。協議したからもうできないって話はおかしいんでないの。今からまた協議してまたできんでないの。そこもう少し考えていただいて早く早くって全部に対して早くって言ってんだから、その辺を早くできるものは早くするという、そういう考え持てないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。こちらにつきましては、当然いくらでも早くということと商工会のほうにもお願いをしながら協議してきた結果ということで、何とか2月1日からということで、両者合意の上で、決定したものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第 76 号 令和 3 年度大郷町一般会計補正予算（第 10 号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 77 号 令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議長（石川良彦君） 次に日程第 6、議案第 77 号 令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） それでは、議案第 77 号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書 15 ページをお開き願います。

議案第 77 号 令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 216 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1,201 万 7,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 27 日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は国民健康保険法一部改正により、令和 4 年度から所得制限などを設けずに国保世帯に属する未就学児の均等割額を 5 割軽減す

るための国民健康保険システム改修費用が主な内容です。

次ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。

まず歳入です。第5款繰入金第2項基金繰入金。216万2,000円の増額で財源調整によるものでございます。以上、歳入補正額合計216万2,000円でございます。

続きまして、歳出です。第1款総務費第1項総務管理費は216万2,000円の増額補正で令和4年度から国保世帯に属する未就学児分の均等割額を5割軽減するための国民健康保険システム改修業務に伴う委託料の増額によるものです。以上、歳出補正額合計216万2,000円の増額補正でございます。補正前の予算額9億985万5,000円に歳入歳出それぞれ216万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億1,201万7,000円とするものです。

以上で議案第77号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました、議案第77号 令和3年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜われますよう、お願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちょっとお聞きしたんですが、今回国民健康保険法の一部改正ということで、国の改正で均等割り額が5割軽減ということでね、これ大郷で均等割については全額の国保税を…。

議長（石川良彦君） 議案に係る質問でお願いします。

12番（千葉勇治君） 国保税が軽減される後からいわゆる金額戻している制度があるわけですが、今回のこの改正に基づいてかなり財源的にも浮いてくると思うんですが、いわゆる年度末に均等割として返している金額が浮いてくると思うので、その辺の計算ちゃんとできてるんですか。いくらくらい浮いてくるのか。

議長（石川良彦君） システムの改修だけでいいです。町民課長。

町民課長（片倉 剛君） お答えいたします。今回の5割軽減によって影響出てくる金額は大体60万円くらいで計算しています。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第 77 号 令和 3 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和 3 年第 7 回大郷町議会臨時会を閉会といたします。
大変御苦労さまでした。

午 前 11 時 35 分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員